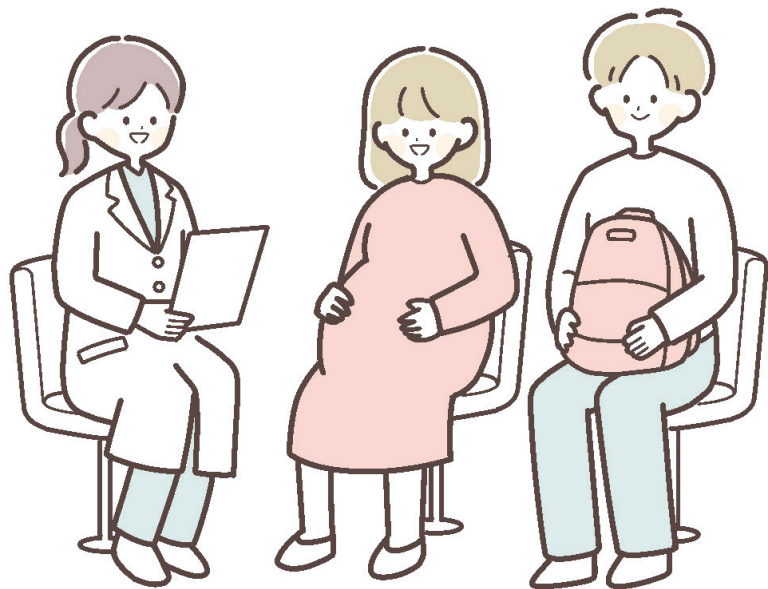


妊婦健診・出産・産婦健診・乳幼児健診に要した移動費用、
出産前に宿泊施設でかかった
宿泊費用を助成します！



妊産婦等に対する

遠方の分娩取扱施設等への交通費・宿泊費助成

対象者



①住所地や里帰り先から最も近い分娩取扱施設等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊産婦等

②医学的な理由により、60分以上の移動時間を要する周産期母子医療センターで出産等をする必要がある妊産婦等（ハイリスク妊婦等）

※熊本県内の周産期母子医療センターは熊本市市民病院、熊本大学病院、熊本赤十字病院、福田病院です。

交通費



【対象・助成回数上限】

妊婦健診：片道14回分
出産：片道2回分
産婦健診：片道4回分
乳幼児健診：片道2回分

【助成額】

○タクシー（出産時のみ）
実費額×0.8
（上限額：片道16,000円）
○その他
距離（km）×37円×0.8
（上限額：実費額）

※令和8年4月1日以降の交通費が対象です。

宿泊費



【対象】

出産までの間、分娩取扱施設の近くの宿泊施設で宿泊した場合の宿泊費用

【助成回数上限】

出産時入院までの前泊分として、最大14泊分

【助成額】

1泊当たり実費額から2,000円を引いた額
（上限額：6,000円/泊）

※令和8年4月1日以降の宿泊費が対象です。

助成の流れ

- ①申請者は、申請に係る出産日または健診日の属する翌月から1年以内に町へ書類を提出します。
 - ・芦北町妊産婦等に対する遠方の分娩施設等への交通費等助成金申請書兼請求書（様式第1号）
 - ・交通費、宿泊費の領収書又は利用明細書等の写し（金額、利用日、氏名が確認できるもの）
 - ・申請に係る出産日又は健診日が確認できる母子健康手帳の写し
 - ・ハイリスク妊婦等であることが確認できる書類（入院時の診療明細書に「ハイリスク妊婦管理加算」や「ハイリスク分娩管理加算」と記載されているもの）の写し
 - ・振込希望口座の通帳の写し

②町で審査をし、申請日から1か月以内に指定口座へ助成金を振り込みます。